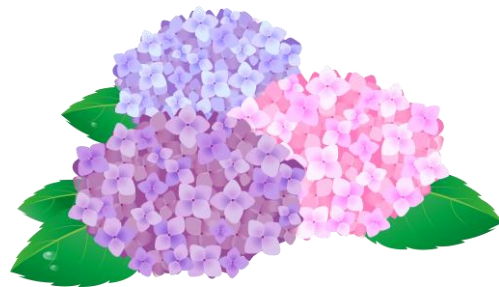


いじめ撲滅強化月間に思う

校長 永井 有司

長雨の候、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から本校の教育活動にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。5月27日（土）に行われた運動会では、保護者の方々をはじめ、来賓の方々、地域の方々など、多くの方の応援をいただきました。本当にありがとうございました。朝早くからお弁当の準備や応援と、保護者の皆様にも大変な1日であったことでしょうか。しかしながら、子どもたちの様子を直接ご覧いただくことで、成長の様子や日頃の生活の様子が垣間見られたことと思います。ご家庭でも共通の話題として子どもとの会話に活用していただくと、運動会の価値がさらに上がると考えております。



さて、さいたま市では6月を「いじめ撲滅強化月間」とし、児童生徒、教職員、保護者が一体となっていじめの未然防止に取り組むことを求めています。6月は、全国的に、いじめの発見件数が1番多い月であります。新年度が始まって、子どもたちは勉強や運動等で新しい目標を立て、新しい気持ちで頑張ってきたことと思います。6月になると、そろそろ疲れが出てくる頃なのでしょう。加えて、目に見えないぐらいのいじめの種が、目に見え始める時期だからだと思います。

ところで、保護者の方から「うちの子はいじめられていないでしょうか」というご相談をいただくことがあります。けれども、「うちの子は周りの子をいじめていないでしょうか」というご相談をいただくことはまずありません。子どもたちは誰でもいじめの被害者になる可能性があると同時に、加害者になる可能性もあるのだということを認識していただいた上で、子どもたちを見守っていただきたいのです。

平成25年に施行されました『いじめ防止対策推進法』の総則の項目を提示させていただきました。子どもたち自身（第4条）はもちろんのこと、子どもたちにかかわる全ての大人（第8、9条）が、いじめ防止のために責任をもって取り組む必要があることがわかります。

本校でも、「心と生活のアンケート」を実施し、子どもの実態をしっかりと把握するとともに、子どもに対し、教職員からの言葉かけを充実させ、アンテナを高く保ちつつ、いじめの早期発見、早期対応に努めています。また、講話朝会でのお話・スローガンの作成・児童会によるキャンペーン・いじめ防止に関する授業等も行っています。さらに、生徒指導委員会を毎月開催し、教職員が子どもたちの様子を情報共有する機会を設けるとともに、学校評議員さん等にも加わっていただいて「いじめ防止対策委員会」を開催し、ご意見をいただきながらいじめ防止に努めています。

しかしながら、学校の対応だけで万全とは考えておりません。ご家庭でも、お子さんとの会話の機会を大切にさせていただくとともに、お子さんの様子で変化があった場合には、ご連絡をいただくなどのご協力をよろしくお願いいたします。

>>いじめ防止対策推進法<<

＝総則＝

- 第1条 いじめ防止対策推進法の目的
- 第2条 いじめの定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 いじめ禁止
- 第5条 国の責任
- 第6条 地方公共団体の責任
- 第7条 学校設置者の責任
- 第8条 学校と教職員の責任
- 第9条 保護者の責任
- 第10条 財政上の措置